

令和7年度補正予算
優良繁殖雌牛更新加速化事業
Q & A

注：Q&Aは、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和8年4月22日版

農林水産省 畜産局 畜産振興課
一般社団法人全国肉用牛振興基金協会

目次

| | | |
|------|--|-----|
| I | 概要 | P 1 |
| 問 1 | 優良繁殖雌牛更新加速化事業は、どのような内容ですか。 | |
| 問 2 | 畜産クラスター事業に位置付けている理由は何ですか。 | |
| 問 3 | 全ての繁殖雌牛が交付対象となるのですか。 | |
| II | 交付対象牛 | P 2 |
| 問 1 | 交付対象牛の要件は何ですか。 | |
| 問 2 | 市場導入だけでなく自家保留も対象になりますか。 | |
| 問 3 | 導入時点で 14 か月齢以上の成牛は対象にならないのですか。 | |
| 問 4 | 繁殖雌牛を増頭する必要はありますか。 | |
| 問 5 | 預託牛も対象になりますか。 | |
| 問 6 | 預託の場合、どのような証拠書類が必要ですか。また、奨励金の交付対象者は誰になりますか。 | |
| 問 7 | 導入及び保留牛の飼養期間の制限はありますか。 | |
| 問 8 | 又レ子を導入した場合や 12 月に導入した場合、12 月末時点で 9 か月齢に満たない繁殖雌牛は対象になりますか。 | |
| 問 9 | 出荷牛の定義は何ですか。 | |
| 問 10 | 120 か月齢以上の妊娠牛を出荷した場合、出荷牛として認められますか。 | |
| 問 11 | 奨励金交付対象牛が、国又は（独）農畜産業振興機構から、繁殖雌牛の導入、保留、更新及び増頭等に係る補助金の交付を受けることはできますか。 | |
| 問 12 | 都道府県・市町村の繁殖雌牛の導入、保留、更新及び増頭に係る補助事業との重複は可能ですか。 | |
| 問 13 | 過去に国又は（独）農畜産業振興機構から、繁殖雌牛の導入、保留、更新及び増頭に係る補助金の交付を受けた繁殖雌牛を出荷した場合、出荷牛として認められますか。 | |
| 問 14 | 自家生産の雌牛を繁殖仕向けとして自家保留する場合、いつの時点で繁殖雌牛更新台帳に記載すればよいですか。 | |
| 問 15 | 導入及び保留牛の要件確認にゲノミック育種価を用いてよいですか。 | |
| 問 16 | 奨励金の交付を受けた繁殖雌牛が翌年度以降に死亡（廃用）した場合、奨励金を返還する必要がありますか。 | |
| 問 17 | 相対取引で導入する繁殖雌牛も、事業の対象になりますか。 | |
| 問 18 | 受精卵移植用の供卵牛（ドナー）や受卵牛（レシピエント）を導入牛又は出荷牛としてカウントしてもよいですか。 | |
| 問 19 | 14 か月齢以上の初妊牛の確認書類はどういったものになりますか。 | |
| 問 20 | 家畜市場を介した更新牛の出荷でなくても、事業の対象となりますか。 | |
| 問 21 | 牛トレーサビリティ情報における「死亡」が、出荷として認められないのはな | |

ぜですか。

問 2 2 過去に本事業で出荷牛として取り扱われた繁殖雌牛を導入した者が、新たな事業実施期間になってから、当該雌牛を再度出荷牛として取り扱うことは可能ですか。

問 2 3 実施要領第 4 の 1 の (3) のオにある「その他家畜改良上重要な形質」とは何ですか。

Ⅲ 奨励金単価 P 8

問 1 交付単価に違いを作った理由は何ですか。

Ⅳ 交付対象者 P 9

問 1 交付対象者はどのような者ですか。

問 2 交付対象者は畜産クラスター計画において、中心的経営体に位置づけられている必要がありますか。

問 3 交付対象者の要件として、飼養頭数の制限はありますか。

問 4 新規就農者や新規参入者も対象となりますか。

問 5 交付対象者となるためには、肉用子牛生産者補給金制度の契約はいつまでに締結する必要がありますか。

問 6 農協が所有する農場も交付対象者となりますか。

問 7 A 県の生産者が、B 県の生産者に預託しながら繁殖経営を行う場合、A 県の生産者本人所有の牛だと証明できれば事業対象としてもよいですか。

問 8 A 県と B 県に農場があり、両農場とも事業に参加したい場合、手続きはどのように進めればよいですか。

問 9 独立経営している親子間の無償譲渡は、対象になりますか。

問 1 0 事業期間中に経営継承した場合、継承した経営者は事業対象になりますか。

問 1 1 事業期間中に個人経営から法人経営となった場合、対象牛の取扱はどうなりますか。

問 1 2 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートは、取組主体ではどのような対応をすればよいですか。

問 1 3 本事業と肉用牛経営安定対策補完事業に重複参加している生産者の対応はどうしたらよいですか。

Ⅴ 取組主体 P 1 3

問 1 取組主体とはどのような者ですか。

問 2 取組主体は書類整理等をどのように行えばよいですか。

Ⅵ 成果目標 P 1 4

問 1 どのような成果目標を設定する必要がありますか。また、目標年度はいつですか。

問 2 成果目標は生産者ごとに設定する必要がありますか。

- 問3 平均月齢はどのように算出すればよいですか。
- 問4 目標年度に計画を達成できなかった場合のペナルティ措置はありますか。
- 問5 成果目標の確認については、どのような書類が必要になりますか。

VII 畜産クラスター計画など P 16

- 問1 本事業を活用するためにクラスター計画を修正する必要はありますか。
- 問2 いつまでに畜産クラスター計画を策定、修正する必要がありますか。
- 問3 実施要領第4の1の(1)のアにある「更新計画」とはどのようなものですか。また「更新計画」の策定は必須ですか。
- 問4 本事業に参加するため、畜産クラスター協議会の計画の見直しを行う予定だが、都道府県知事の再認定は必要になりますか。
- 問5 地域に畜産クラスター協議会がない場合、新たに畜産クラスター協議会を作る必要がありますか。
- 問6 奨励金以外の事業の実施に必要な経費について、補助の対象となる期間はどのようになりますか。

I 概要

問1 優良繁殖雌牛更新加速化事業は、どのような内容ですか。

(答)

- 1 肉用子牛価格については、物価高騰による国内消費者の牛肉購買意欲の低下や飼料等生産コストの増大等により、肥育農家における素畜の購買意欲が低下し、直近では特に高齢の繁殖雌牛から生産された肉用子牛については低価格で取引される傾向が顕著となっています。
- 2 本事業は、我が国の肉用牛の牛群構造を質の面から向上・転換させるため、生産者が一定の要件を満たす繁殖雌牛を更新した場合に、更新実績に応じ奨励金（10万円以内／頭又は15万円以内／頭）を交付するものです。

問2 畜産クラスター事業に位置付けている理由は何ですか。

(答)

- 1 畜産クラスター事業は、要綱の趣旨で示している通り、『改定された「総合的なTPP等関連政策大綱」に即して畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進していくため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、経営基盤継承の推進、肉用牛及び乳用牛の増頭の奨励、繁殖雌牛の更新の奨励等、地域一体となって行う取組を支援する。』としております。
- 2 本事業は、高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた優良な若い繁殖雌牛への更新を加速化することを目的としていることから、畜産クラスター事業の趣旨に従い、畜産クラスターの仕組みの活用により、取組を支援することとしています。

問3 全ての繁殖雌牛が交付対象となるのですか。

(答)

- 1 本事業は、高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた優良な若い繁殖雌牛への更新を加速化することを目的としており、全ての雌牛を対象とはしていません。
- 2 肉用牛の生産基盤の改善を目的に、120か月齢以上の高齢の繁殖雌牛を出荷し、かつ、育種価が一定水準以上の繁殖雌牛を導入する、取組に対して奨励金を交付します。
(参照：Ⅱの問1)

II 交付対象牛

問1 交付対象牛の要件は何ですか。

(答)

- 1 以下の要件を同時に満たした場合、対象となります。
 - (1) 農業者又は生産者集団等（以下、「農業者等」という。）が事業要件を満たす優良繁殖雌牛を令和8年1月1日（期首）から同年12月31日（期末）の期間内に導入・保留していること
 - (2) 農業者等が期首以前から飼養している繁殖雌牛（令和6年1月1日以降に120か月齢以上で導入したものを除く。（参照：IIの問22））のうち、出荷時点で満120か月齢以上である繁殖雌牛を、期首から期末の間に出荷すること
- 2 また、導入頭数を出荷頭数が上回る場合には導入頭数が、出荷頭数を導入頭数が上回る場合には出荷頭数が、対象上限となります。
- 3 なお、導入牛は以下の全ての要件を満たす必要があります。
 - ① 事業実施年度の12月31日現在での月齢が満9か月齢以上であること。
 - ② 外部導入の場合、導入時点での月齢が満14か月齢未満であること。
 - ③ 国又は（独）農畜産業振興機構から繁殖雌牛の導入、保留、更新及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。（参照：IIの問11）
 - ④ 当該牛の枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値その他家畜改良上重要な形質の推定育種価又は期待育種価のうち、2つ以上の形質の育種価が、対象県等において上位2分の1以上であること。（参照：IIの問23）
- 4 導入牛が遺伝的多様性に配慮した牛（奨励金：15万円以内/頭）の場合、別途設定する要件を満たす必要があります。

問2 市場導入だけでなく自家保留も対象になりますか。

(答)

- 1 本事業は、市場の価格動向等に左右されない生産者自身による計画的な更新を支援するため、自家保留の繁殖雌牛も対象となります。

問3 導入時点で14か月齢以上の成牛は対象にならないのですか。

(答)

- 1 本事業は、繁殖に仕向けられる雌牛の世代交代を目的としていることから、導入時点で14か月齢以上の雌牛は、奨励金の対象とはなりません。

2 ただし、初妊牛（妊娠鑑定等で妊娠を確認する必要があります）を導入する場合には限り、14 か月齢以上の雌牛も対象となります。

問4 繁殖雌牛を増頭する必要はありますか。

(答)

1 本事業は、高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた優良な若い繁殖雌牛への更新を加速化することを目的にしていることから、繁殖雌牛頭数の維持や増頭の要件はありません。

問5 預託牛も対象になりますか。

(答)

1 預託牛についても本事業を利用する農業者等が所有権を有し、飼養管理に係る経費を負担しているのであれば、交付対象となることができます。

2 また、種付け等の理由で一時的に外部の農場へ預けている場合等も、本事業を利用する生産者が所有権を有していることを確認できれば交付対象となることができます。

問6 預託の場合、どのような証拠書類が必要ですか。また、奨励金の交付対象者は誰になりますか。

(答)

1 預託に係る契約書等が必要です。

2 預託の場合の奨励金交付先は、

①農協預託の場合、生産者に牛の損益が100%帰属するので、生産者に奨励金が交付され、

②A（所有者）が牛の管理をB（管理請負者）に委託する民間預託の場合、トレサ情報上は管理者であるBとなりますが、真の所有者はAですので、Aに奨励金が交付されることとなります。

このため、契約書により所有権・損益の帰属先を確認し、奨励金の交付先を判断する必要があります。

問7 導入及び保留牛の飼養期間の制限はありますか。

(答)

1 飼養期間に制限はありません。

問8 ヌレ子を導入した場合や12月に導入した場合、12月末時点で9か月齢に満たない繁殖雌牛は対象になりますか。

(答)

- 1 令和8年12月31日時点で9か月齢に満たない場合、対象にはなりませんので、計画的な導入をお願いいたします。
- 2 なお、満9か月齢未満の雌牛を期首（令和8年1月1日）以前に導入し、期首から期末（令和8年12月31日）の間に9か月齢となった雌牛で、繁殖に供することを目的として飼養している場合は、導入牛としてカウントすることができます。

問9 出荷牛の定義は何ですか。

(答)

- 1 本事業における出荷とは、（独）家畜改良センター 牛トレーサビリティ情報において、本事業を利用する農業者等の農場から「転出」したことが確認されることとしております（同一経営体内での異動は含まない）。
- 2 なお、牛トレーサビリティ情報において、「死亡」と表記されるものについては、出荷牛として認められません。

問10 120か月齢以上の妊娠牛を出荷した場合、出荷牛として認められますか。

(答)

- 1 認められます。

問11 奨励金交付対象牛が、国又は（独）農畜産業振興機構から、繁殖雌牛の導入、保留、更新及び増頭等に係る補助金の交付を受けることはできますか。

(答)

- 1 国又は（独）農畜産業振興機構から、繁殖雌牛の導入、保留、更新及び増頭に係る補助金の交付を受けている場合は奨励金の対象牛とはなりません。本事業では、構成員ごとに繁殖雌牛更新台帳を作成し、また、構成員の更新計画書内に他の事業の参加状況を記載することになっているため、事前に確認を行い、以下の事業と重複することがないようにご注意ください。

【主な国庫事業】

- ① 公共牧場機能強化等体制整備事業における家畜の導入
- ② 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（放牧活用型持続的畜産生産推進（放牧牛（繁殖雌牛）の導入））
- ③ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）における家畜の導入

- ④ 福島県営農再開支援事業における家畜の導入
- ⑤ 家畜生産農場衛生対策事業における家畜のとう汰

【主な（独）農畜産業振興機構事業】

肉用牛経営安定対策補完事業の中の、

- ・ 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業のうち「遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保」
- ・ 肉用牛流通促進対策事業のうち「肉用子牛安定供給対策」

畜産経営災害等総合対策緊急支援事業の中の、

- ・ 肉用牛経営災害緊急支援対策事業のうち繁殖に供する雌牛の導入支援

問 1 2 都道府県・市町村の繁殖雌牛の導入、保留、更新及び増頭に係る補助事業との重複は可能ですか。

(答)

- 1 可能ですが、国の交付金が財源となっている場合は、当該交付金のルールに基づいて使用してください。

問 1 3 過去に国又は（独）農畜産業振興機構から、繁殖雌牛の導入、保留、更新及び増頭に係る補助金の交付を受けた繁殖雌牛を出荷した場合、出荷牛として認められますか。

(答)

- 1 重複を認めない過去に交付を受けた補助金は、導入、保留、更新及び増頭に係る補助金であり、出荷に係る補助金ではありませんので、出荷牛として認められます。

問 1 4 自家生産の雌牛を繁殖仕向けとして自家保留する場合、いつの時点で繁殖雌牛更新台帳に記載すればよいですか。

(答)

- 1 自家保留する場合の繁殖雌牛更新台帳への記載については、経営体全体として一律に満9か月齢を超える時点において繁殖・肥育仕向けを判断している場合は、9か月齢を超える場合も認められますが、原則として、当該牛が満9か月齢に達した時点で当該台帳に記載して下さい。
- 2 ただし、以下の理由により、満9か月齢時点での記載が困難である場合は、個別に事情を調査した上で、満9か月齢以上とすることが認められる場合があります。
 - ① 家畜市場へ出荷したが、取引不成立により本人取りとなり、結果的に当該牛を繁殖仕向けとした場合
 - ② 条例等により、自家保留牛についても市場評価を行うこととなっている場合
- 3 また、満9か月齢以上で当該台帳の導入・保留牛として登録された繁殖雌牛について

ては、原則として肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）と重複して個体登録申込はできませんのでご注意ください。

問15 導入及び保留牛の要件確認にゲノミック育種価を用いてよいですか。

(答)

- 1 導入及び保留牛の推定育種価又は期待育種価（期待の期待育種価を含む）が判明していない場合、事業実施年度までに算定されたゲノミック育種価を要件確認に用いることができます。

問16 奨励金の交付を受けた繁殖雌牛が翌年度以降に死亡（廃用）した場合、奨励金を返還する必要がありますか。

(答)

- 1 本事業は更新に対し奨励金を交付するため、対象牛は財産処分制限の対象となりません。
- 2 ただし、事業申請時に、繁殖雌牛の平均月齢に係る成果目標を設定していただきますので、当該目標の達成のために計画的な更新を行っていただく必要があります。

問17 相対取引で導入する繁殖雌牛も、事業の対象になりますか。

(答)

- 1 売買確認書等により、導入時点の月齢が14か月齢未満であることが確認でき、導入後交付対象者が所有する繁殖雌牛だと確認・整理できれば事業対象となります。

問18 受精卵移植用の供卵牛（ドナー）や受卵牛（レシピエント）を導入牛又は出荷牛としてカウントしてもよいですか。

(答)

- 1 本事業は、高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた優良な若い繁殖雌牛へ更新することにより、交付対象者の所有する繁殖雌牛から分娩される子牛の取引価格を上昇させることを狙いとしています。
- 2 供卵牛及び受卵牛については、交付対象者の所有する繁殖雌牛から分娩される子牛の取引価格を上昇させるとは限らないため、導入牛又は出荷牛としてカウントできません。

問19 14か月齢以上の初妊牛の確認書類はどういったものになりますか。

(答)

- 1 家畜市場名簿は産次数が記載されているため、初妊牛の確認ができるとともに、確認書類の1つになるかと思えます。家畜市場名簿以外では、授精証明書及び受精卵移植証明書、妊娠鑑定を受けていたらその証明書も、確認書類になります。

問20 家畜市場を介した更新牛の出荷でなくても、事業の対象となりますか。

(答)

- 1 牛トレーサビリティ情報において、「転出」が確認できれば対象になります。

問21 牛トレーサビリティ情報における「死亡」が、出荷として認められないのはなぜですか。

(答)

- 1 本対策は、優良繁殖雌牛の導入と高齢牛の出荷による繁殖雌牛の更新を促進することにより、雌子牛の購買需要を喚起するとともに、導入後に生産される増体や肉質に優れる子牛は市場での取引価格の改善が期待できることから、計画的な出荷による繁殖雌牛の若返りを図ることを目的としています。
- 2 牛トレーサビリティ情報における「死亡」は、計画的な出荷とは言えないため、原則認めておりません。
- 3 ただし、輸送中や転出直後に死亡した場合も、牛トレーサビリティ情報の異動内容に当該農場での「死亡」と表記されますが、輸送中や転出直後に死亡したことを証する書類等により計画的な更新のための出荷であることが明らかな場合は、出荷牛として認められます。

問22 過去に本事業で出荷牛として取り扱われた繁殖雌牛を導入した者が、新たな事業実施期間になってから、当該雌牛を再度出荷牛として取り扱うことは可能ですか。

(答)

- 1 過去に本事業で出荷牛として取り扱った繁殖雌牛は、120 か月齢以上であることから、当該雌牛を導入して再度出荷牛として取り扱うことは、本事業の主旨に即していないだけでなく、不適切な補助金の受給になると考えます。
- 2 このため、過去に本事業で出荷牛として取り扱った実績の有無に関わらず、本事業が始まった令和6年1月1日以降に、120 か月齢以上で導入した繁殖雌牛は一律に出荷牛として取り扱わないこととしますので、ご注意ください。

問23 実施要領第4の1の(3)のオにある「その他家畜改良上重要な形質」とは何ですか。

(答)

- 1 本事業の育種価要件として挙げている「その他家畜改良上重要な形質」とは、令和7年4月に策定した家畜改良増殖目標（肉用牛）に位置付けている食味、飼料利用性、繁殖性などの「新たな改良形質」を指しています。
- 2 具体的に例示すると、食味に関係する一価不飽和脂肪酸（MUFA）であれば、（公社）全国和牛登録協会が32道府県（令和6年6月時点）に提供している育種価データを活用することで、本事業の育種価要件とすることができると考えております。
- 3 この他、都道府県独自で育種価データを収集している枝肉6形質以外の形質で、家畜改良増殖目標に沿うものであれば、育種価要件にすることができると考えております。
- 4 ついては、「その他家畜改良上重要な形質」を育種価要件の選択肢の1つとする場合は、11月末までに具体的な形質について、各都道府県の業務委託団体が、取組主体をはじめとする関係者の意向等を踏まえ、書面（任意様式）にて個別にご相談いただきますようお願いいたします。（過年度に認められた形質は、内容に変更がない限り、引き続き育種価要件として取り扱って差し支えありません）
- 5 なお、「その他家畜改良上重要な形質」として、複数の形質を育種価要件の選択肢にすることも可能ですが、一価不飽和脂肪酸（MUFA）とオレイン酸といった同様の能力を示す形質の場合は、どちらか一つを育種価要件の選択肢とする取扱いになるのでご注意ください。

Ⅲ 奨励金単価

問1 交付単価に違いを作った理由は何ですか。

(答)

- 1 本事業は、高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛への更新を加速化することで、肉用牛の生産基盤の強化を図ることが目的です。
- 2 一方、これまでの和牛の改良は、脂肪交雑をはじめとする産肉能力が重視されてきた結果、和牛の肉質は高い評価を得てきたものの、一部の系統に利用が偏り、近交係数の上昇が懸念されています。
- 2 このため、本事業のメニューの一つとして、和牛の遺伝的多様性に配慮した改良基盤を確保するため、希少な父牛に由来する繁殖雌牛については、奨励金単価を手厚く設定しました。

IV 交付対象者

問1 交付対象者はどのような者ですか。

(答)

1 交付対象者は、畜産クラスター協議会が策定する畜産クラスター計画に位置付けられた取組主体の構成員である生産者です。

(参照：Vの問1)

2 したがって、畜産クラスター協議会が存在しない地域においては、協議会を設置し畜産クラスター計画を策定する必要があります。

3 また、交付対象者の要件として、肉用子牛生産者補給金制度の契約者である必要があります。

問2 交付対象者は畜産クラスター計画において、中心的経営体に位置づけられている必要がありますか。

(答)

1 取組主体の構成員であり、その更新について畜産クラスター計画へ位置づけられていれば、必ずしも中心的経営体である必要はありません。

問3 交付対象者の要件として、飼養頭数の制限はありますか。

(答)

1 飼養頭数の制限はありません。例えば、繁殖雌牛の飼養頭数が10頭未満の中小家族経営はもちろん、100頭以上の大規模経営であっても、交付対象者となることができます。

2 ただし、いわゆる大企業に該当する経営体（資本金3億円以上、従業員300人以上等）は対象外となります。

問4 新規就農者や新規参入者も対象となりますか。

(答)

1 本事業は、高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた優良な若い繁殖雌牛への更新を加速化することを目的としており、新規就農者や新規参入者は既に飼養している繁殖雌牛がないため、対象外となります。

問5 交付対象者となるためには、肉用子牛生産者補給金制度の契約はいつまでに締結する必要がありますか。

(答)

- 1 参加申込みの段階で未締結の場合は、令和8年12月31日時点までに確実に生産者補給金契約を締結することを条件に認めることとします。また、既に契約を締結している構成員分も含めて、契約書の写しを取組主体に提出し、取組主体で更新計画と併せて整理・保管して下さい。

問6 農協が所有する農場も交付対象者となりますか。

(答)

- 1 更新が畜産クラスター計画に位置づけられており、肉用子牛生産者補給金制度の契約者であれば対象となります。

問7 A県の生産者が、B県の生産者に預託しながら繁殖経営を行う場合、A県の生産者本人所有の牛だと証明できれば事業対象としてもよいですか。

(答)

- 1 預託契約等の証拠書類により、本人が所有する繁殖雌牛だと確認・整理できれば事業対象者になります。ただし、預託をする側が飼養管理費として預託金を支払っている場合、預託される側は対象外とします。

問8 A県とB県に農場があり、両農場とも事業に参加したい場合、手続きはどのように進めればよいですか。

(答)

- 1 両県の畜産クラスター協議会の構成員として畜産クラスター計画に位置づけられている必要があります。
- 2 A県とB県の経営体が分かれている場合、両農場の更新計画をそれぞれの県において作成いただいて事業参加をお願いします。
- 3 A県とB県の経営体が同一（同一生産者）の場合、両農場の飼養管理頭数を合算した更新計画書を作成いただいて、基本的には本社の所属する畜産クラスター協議会から事業参加をお願いします。
- 4 その際、両地域の畜産クラスター計画を添付する必要がありますが、事業参加する協議会以外の畜産クラスター計画においては事業参加者が関連する部分の抜粋等でも構いません。

問9 独立経営している親子間の無償譲渡は、対象になりますか。

(答)

- 1 譲渡の方法に関わらず、牛トレーサビリティ情報において異動が確認できれば対象になります。
- 2 ただし、独立経営であることを証する各種書類を整理しておく必要があります。

問10 事業期間中に経営継承した場合、継承した経営者は事業対象になりますか。

(答)

- 1 経営継承に係る書類により経営継承したことが明らかな場合、前経営者と後継者は同一の経営体であるものとして、本事業の交付対象者とすることができます。この場合、経営継承に係る書類の提出及び保管をしていただく必要があります。
- 2 なお、経営継承に係る書類には、子牛補給金契約での経営継承手続き書類も含まれます。

問11 事業期間中に個人経営から法人経営となった場合、対象牛の取扱はどうなりますか。

(答)

- 1 法人化に係る書類（履歴事項全部証明書等）により、個人経営から法人経営になったことが明らかな場合（履歴事項全部証明書に記載の取締役名が個人経営時の生産者名と同一であること等）は、同一の経営体であるものとして、本事業の交付対象者とすることができます。この場合、法人化に係る書類の提出及び保管をしていただく必要があります。

問12 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートは、取組主体ではどのような対応をすればよいですか。

(答)

- 1 「みどりの食料システム戦略」において、「補助金の拡充、環境負荷軽減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図る」との方針が定められました。この方針を踏まえ、クロスコンプライアンス要件を充実させるために「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）」を活用していくこととなりますので、同チェックシート及び解説書に基づき、持続的な畜産物生産に向けた取り組みが生産者自らにより行われるよう対応をお願いします。
- 2 具体的には、取組主体は、事業申請時及び事業実績の報告時に、構成員から「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）」（写し）の提出を受け保管するとともに、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優良繁殖雌牛更新加速化事業）実施要領の別記様式第4号の取組計画書（実施報告書）の4の（2）の該当欄にて構成員からの提出を受けた旨を

報告するようにしてください。

- 3 なお、大臣官房環境バイオマス政策課長通知（令和7年12月26日付け7環バ第355号）において、補助事業等における「みどりチェック」の活用が示されていることを踏まえ、「みどりチェック」チェックシートを使用することも可とします。この場合においても、同様に取組主体において提出を受け、保管及び報告を行うようにしてください。

| |
|--|
| 問13 本事業と肉用牛経営安定対策補完事業に重複参加している生産者の対応はどうしたらよいですか。 |
|--|

(答)

- 1 原則、両事業の台帳を共通化し、当該台帳上で事業ごとに奨励金対象牛を区分することにより、重複交付の確認等を行えるようにして下さい。
- 2 やむを得ない場合は、更新計画書の「他の事業の参加状況」欄で重複の有無を把握するとともに、期末の実績確認に当たっては、肉用牛経営安定対策補完事業の生産者集団又は都道府県の事務委託先団体等と連携し、両事業間で台帳や奨励金対象牛リストによる相互確認（重複確認）を行うようにして下さい。
- 3 なお、奨励金や補助金が交付される繁殖雌牛の更新や導入に係る類似の事業においても同様の対応が必要になります。

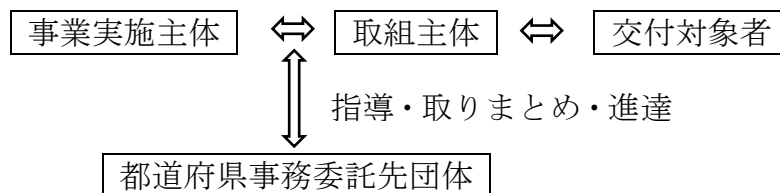
V 取組主体

問1 取組主体とはどのような者ですか。

(答)

- 1 取組主体となる団体は、基本的には以下の2つパターンが考えられます。
 - ① 畜産クラスター協議会
 - ② 畜産クラスター協議会の構成員（農業団体など）
- 2 ただし、クラスター協議会の構成員に県や市町村などの地方公共団体が入っている場合もありますが、本事業では、地方公共団体は取組主体になることはできません。
- 3 今後、事業の申請や交付決定等の手続きは、事業実施主体である一般社団法人全国肉用牛振興基金協会と取組主体の間で行うこととなります。

(事業の流れのイメージ)



問2 取組主体は書類整理等をどのように行えばよいですか。

(答)

- 1 取組主体では、事業対象となる繁殖雌牛の更新確認等の取りまとめを行うため、構成員ごとの生産者補給金契約の書類の写しを保管するか、繁殖雌牛更新台帳を整理するか、事業対象牛の育種価要件に該当する書類を保管するか、個体識別情報（トレサ情報）の写しを保管するか、希少系統対象牛の血統要件に関連する書類による確認、更新奨励金頭数の確認作業等を行い、都道府県事務委託先団体へ報告して下さい。
- 2 また、取組主体では、繁殖雌牛の更新確認等を行うに当たって、以下の点を確認し、その書類を保管して下さい。
 - ① 構成員ごとの生産者補給金契約の書類の写し
 - ② 繁殖雌牛更新台帳
 - ③ 事業対象牛の育種価要件に該当する書類
(育種価情報は出典元が分かるよう整理して下さい。)
 - ④ 出荷牛および導入牛の個体識別情報（トレサ情報）の写し
 - ⑤ 繁殖雌牛の父牛として利用が多い種雄牛を父牛としないことを証する書類（奨励金単価15万円/頭の繁殖雌牛の場合）

VI 成果目標

問1 どのような成果目標を設定する必要がありますか。また、目標年度はいつですか。

(答)

- 1 成果目標については、事業実施年度（1年間）を含む期首からの3年後に「繁殖雌牛の平均月齢の5%以上の低下」又は「繁殖雌牛の平均月齢の4か月齢以上の低下」を設定する必要があります。
- 2 つまり、令和7年12月31日時点の繁殖雌牛の平均月齢を基準とし、令和10年12月31日時点の繁殖雌牛の平均月齢で成果目標を達成する必要があります。

問2 成果目標は生産者ごとに設定する必要がありますか。

(答)

- 1 成果目標は、本事業に取り組む各生産者において、取組主体内で統一した成果目標を設定する必要があります。

(例)

取組主体A

- | | | | |
|------|---------------------|---|------|
| a 農家 | 繁殖雌牛の平均月齢の5%以上の低下 | | |
| b 農家 | 繁殖雌牛の平均月齢の4か月齢以上の低下 | → | 設定不可 |
| c 農家 | 繁殖雌牛の平均月齢の4か月齢以上の低下 | | |

取組主体A

- | | | | |
|------|-------------------|---|-----|
| a 農家 | 繁殖雌牛の平均月齢の5%以上の低下 | | |
| b 農家 | 繁殖雌牛の平均月齢の5%以上の低下 | → | 設定可 |
| c 農家 | 繁殖雌牛の平均月齢の5%以上の低下 | | |

取組主体A

- | | | | |
|------|---------------------|---|-----|
| a 農家 | 繁殖雌牛の平均月齢の4か月齢以上の低下 | | |
| b 農家 | 繁殖雌牛の平均月齢の4か月齢以上の低下 | → | 設定可 |
| c 農家 | 繁殖雌牛の平均月齢の4か月齢以上の低下 | | |

問3 平均月齢はどのように算出すればよいですか。

(答)

- 1 取組主体の構成員は、事業実施前（令和7年12月31日）および事業実施期間を含む3年後（令和10年12月31日）において、以下を参考に平均月齢を算出してください

い。

- ① 各繁殖雌牛の月齢を算出 ※満月齢（小数点以下は切り捨て）
- ② ①の繁殖雌牛の月齢平均を算出（小数点第2位を四捨五入）

（例）

| | 生年月日 | R7. 12. 31 時点月齢 |
|--------|-----------|-----------------|
| 繁殖雌牛 A | H26. 6. 1 | 138 |
| 繁殖雌牛 B | H27. 3. 1 | 129 |
| 繁殖雌牛 C | H30. 4. 1 | 92 |
| 繁殖雌牛 D | R1. 9. 1 | 75 |
| 繁殖雌牛 E | R3. 12. 1 | 48 |
| 平均 | | 96. 4 |



| | 生年月日 | R10. 12. 31 時点月齢 |
|--------|-----------|------------------|
| 繁殖雌牛 C | H30. 4. 1 | 128 |
| 繁殖雌牛 D | R1. 9. 1 | 111 |
| 繁殖雌牛 E | R3. 12. 1 | 84 |
| 繁殖雌牛 F | R6. 7. 1 | 53 |
| 繁殖雌牛 G | R7. 2. 1 | 46 |
| 平均 | | 84. 4 |

2 また、取組主体は、上記のとおり算出した各構成員が飼養する繁殖雌牛の月齢を基に、以下を参考に取組主体単位の平均月齢を算出してください。

- ① 構成員ごとにR7. 12. 31時点の平均月齢（小数点第2位を四捨五入）を、繁殖雌牛飼養頭数（平均月齢を算出した頭数）に乗じる。
- ② ①により算出した全ての構成員の数値を合計し、構成員の飼養する頭数の合計で除する。（小数点第2位を四捨五入）

(例)

| 構成員 | 繁殖雌牛飼養頭数 | R7. 12. 31 時点 平均月齢 | 繁殖雌牛飼養頭数 × R7. 12. 31 時点平均月齢 |
|-------|----------|-----------------------|------------------------------------|
| 生産者 A | 5 | 84. 4 | 422. 0 |
| 生産者 B | 20 | 70. 6 | 1, 412. 0 |
| 生産者 C | 51 | 75. 9 | 3, 870. 9 |
| 生産者 D | 32 | 101. 8 | 3, 257. 6 |
| 生産者 E | 13 | 70. 2 | 912. 6 |
| 合計 | 121 | - | 9, 875. 1 |

$$\text{取組主体の加重平均月齢} = 9, 875. 1 \div 121 = 81. 6$$

問 4 目標年度に計画を達成できなかった場合のペナルティ措置はありますか。

(答)

- 1 畜産クラスター事業の施設整備事業や機械導入事業と同様、本事業においても成果目標の達成状況の報告が必要です。成果目標の達成状況により、必要に応じ、事業実施主体から指導が行われることがあります。

問 5 成果目標の確認については、どのような書類が必要になりますか。

(答)

- 1 取組主体及び交付対象者（構成員）が作成する取組計画書又は更新計画書において、成果目標となる月齢の算出に用いた書類については、提出を求めるものではありませんが、保管しておく必要があります。

VII 畜産クラスター計画など

問1 本事業を活用するために畜産クラスター計画を修正する必要はありますか。

(答)

- 1 本事業を活用する場合は、「目的」や「行動計画」の欄に繁殖雌牛の更新に係る具体的な内容を記載していただく必要があります。
- 2 その際、生産者ごとに記載することが困難な場合は、例えば取組主体ごとに記載しても構いません。

問2 いつまでに畜産クラスター計画を策定、修正する必要がありますか。

(答)

- 1 要望調査を行った後、正式に交付申請を行っていただきますが、その際には畜産クラスター計画を添付していただく必要があります。

問3 実施要領第4の1の(1)のアにある「更新計画」とはどのようなものですか。また「更新計画」の策定は必須ですか。

(答)

- 1 「更新計画」は、取組主体が策定する「繁殖雌牛の更新により、その結果として、繁殖雌牛の平均月齢が低下する」ための計画です。
- 2 本事業に取り組む交付対象者の全てが、クラスター計画とは別に「更新計画」を策定する必要があります。

問4 本事業に参加するため、畜産クラスター協議会の計画の見直しを行う予定だが、都道府県知事の再認定は必要になりますか。

(答)

- 1 補助金交付申請書を提出するまでに、知事から畜産クラスター計画の再認定を受け、事業実施計画に添付する必要があります。

問5 地域に畜産クラスター協議会がない場合、新たに畜産クラスター協議会を作る必要がありますか。

(答)

- 1 地域に畜産クラスター協議会がない場合、地域の所在する同一県の畜産クラスター協議会で事業参加しても構いません。同一県内に畜産クラスター協議会ない場合は、新たに協議会を作らなければ事業に参加することはできません。

問6 奨励金以外の事業の実施に必要な経費について、補助の対象となる期間はどうかになりますか。

(答)

- 1 この事業は、期首（事業実施前年度の1月1日）から期末（事業実施年度の12月31日）の間に導入・自家保留した繁殖雌牛について要件を満たした場合に奨励金の交付対象牛となることから、本事業の取組計画書に係る奨励金の交付対象牛について1月1日から補助の対象としているところですが、奨励金以外の事業の実施に必要な経費については、事業実施年度の4月1日から3月31日までの間に支出が確定した経費について補助の対象としております。